福岡県訪問介護等サービス体制強化事業費補助金 Q&A

- ア:研修体制の構築支援
- イ:経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援
- ウ:登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援
- エ:小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

	エ・小院保広八寺の励劇化・八旅保化の収配の文仮			
NO	内容	質問	回答	
1	申請方法	法人で複数の訪問介護事業所を運営しているが、法人単位での申請は可能か。	法人単位での申請はできませんので、事業所ごとに申請書類を作成し提出してください。郵送はまとめてでも構いませんが、事業所ごとにクリアファイルに入れるなど、分かるようにお願いします。	
2	申請内容(共通)	介護保険サービスの介護予防・総合事業サービスの訪問型及び、障がい福祉サービスの居宅 介護は対象とならないのか。	対象事業所は、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所としておりますので、介護保険サービスの介護予防・総合事業サービスの訪問型及び、障がい福祉サービスの居宅介護は対象となりません。	
3	申請内容(共通)	国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金を申請しているが、本補助金も申請できるか。	国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金で申請している内容を本補助金で申請することはできませんが、国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金で申請している内容以外で本補助金の対象となり得る事 業内容であれば申請することは可能です。	
4	申請内容(共通)	事業を実施できるのは、交付決定後からか。	事業実施期間内(令和7年4月7日~令和8年1月31日)であれば、交付申請の対象となります。ただし、交付申請書類等の審査の後、採択するか否かを決定するため、現時点で必ずしも採択されるとは限りませんので、ご了承ください。	
5	申請内容(共通)	受付期間延長前に申請済みであるが、9月末時点で研修の実施や採用が決定していない等で申請できなかった取組がある。その場合、追加で申請することは可能か。	追加で申請することは可能です。書類の提出方法等は本補助金の受付窓口(委託先)にご連絡してください。 なお、追加で申請を行った場合、交付決定については、11月末頃になりますので、ご留意ください。	
6	申請内容 (ア)	どの研修が対象となるのか。	最終的な判断は、申請書提出後に行いますので、介護職員等のスキルアップ、キャリアアップにつながる研修に係 る費用であると判断した場合は、申請書を提出してください。	
7	申請内容	研修は事業実施期間(令和7年4月7日~令和8年1月31日)までに修了しておく必要があるのか。	研修修了日は事業実施期間(令和7年4月7日~令和8年1月31日)を過ぎていてもかまいませんが、事業実施期間内(令和7年4月7日~令和8年1月31日)に研修が開始され、かつ支払いが事業実施期間内に済んでいる必要があります。	
8	申請内容 (ア)	介護福祉士の国家試験の受講費用は対象となるのか。	研修体制の構築支援につきましては、介護職員等のスキルアップ、キャリアアップにつながる研修に係る費用が対象となりますので、介護福祉士国家試験受験に関する費用(介護福祉士の国家試験の受験費用等)は対象となりません。なお、介護福祉士を取得するために受講する研修等(実務者研修の受講費用等)に係る費用については、対象となります。	
9	申請内容 (イ)	経験年数が短い(長い)ホームヘルパーとは、申請事業所での経験年数を指すのか。	訪問介護等サービスに関する経験年数であれば、前職以前の経験年数も含めてください。	

福岡県訪問介護等サービス体制強化事業費補助金 Q&A

- ア:研修体制の構築支援
- イ:経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援
- ウ:登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援
- エ:小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

NO	内容	質問	回答
10	申請内容 (イ)	経験年数が短いホームヘルパーを採用した日から1年を超えた日に行った同行支援は対象とならないのか。(例 令和6年9月1日付で採用。1年後の令和7年9月1日以降に行った同行支援は対象となるのか)	経験年数が短いホームヘルパーを採用した日から1年を超えた日に行った同行支援についても、事業実施期間内(令和7年4月7日~令和8年1月31日)であれば、申請していただいて構いません。
11	申請内容 (イ)	経験年数が短いホームヘルパー等1人に対し、複数の経験年数が長いホームヘルパーが同行 支援を行う場合、どのように申請書類を記載すればよいか。	交付申請書類 様式1-3 (2)の「3.事業内容」の表については、複数行で記載してください。なお、同行訪問が経験年数が短いヘルパー1人につき合計30回を超えないように申請してください。また、「経験年数が短いホームヘルパー等の氏名」については、最初の行は氏名を、次の行以降は「同上」としてください。
12	申請内容 (イ)	対象経費の例として、同行支援を行った際に要する人件費や交通費等とあるが、実際に支払った金額が支給されるのか。	経験年数が短いホームヘルパー等の同行支援については、補助基準額にある補助金の支給になります。その中から 人件費や交通費に充ててください。
13	申請内容 (イ)	採用年月日は1年以上経過しているが、訪問介護員としての配置ではなかった。その後資格 を取得し、訪問介護員として配置しているが、対象となるか。	訪問業務に従事した期間が1年未満となりますので、訪問業務に従事し始めた日付(もしくは資格取得日)にて判断していただいて構いません。なお、交付申請書類 様式1-3-(2)の採用年月日については、訪問業務に従事し始めた日付(もしくは資格取得日)を記載してください。
14	申請内容 (イ及びウ)	申請時点では、採用者はいないが、事業実施期間内(令和8年1月31日まで)に採用をする可能性がある。予定として申請してよいか。	申請時点(令和7年10月24日まで)で誰に対して同行支援や常勤化を行う予定なのか明確になっている方のみ、申請書類を記載してください。(氏名を「採用予定者」や空欄で申請することはできません)
15	申請内容(ウ)	事業実施期間(令和7年4月7日~令和8年1月31日)より前に常勤化した職員は対象となるのか。	事業実施期間内(令和7年4月7日~令和8年1月31日)の常勤化が対象となりますので、今回は対象となりません。
16	申請内容(ウ)	事業内容がわかる資料(勤務予定表)とあるが、どの時点での勤務予定表を添付すればよい か。	事業を予定している期間の勤務予定表をご提出ください。
17	申請内容	申請する場合、事業者グループを構成する全ての事業所が個別に申請する必要があるのか。	事業者グループの中から代表者を定めてもらい、代表者がまとめて申請を行います。 事業者グループを構成する全ての事業所が個別に申請する必要はありません。
18	申請内容 (エ)	事業者グループ全体の経費は補助対象になるか。	補助対象となります。 ただし、補助金の申請を行う代表事業所が、その費用を実際に支払い、代表事業所の費用として明確にできる場合 にのみ対象となります。(原則として補助金を申請する代表事業所が直接負担する費用が対象となります)